

# 規制の事前評価書

法令案の名称：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：本人関与に係る規律の見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：個人情報保護委員会事務局

評価実施時期：令和8年4月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【緩和・廃止】

#### <法令案の要旨>

- 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）で本人同意が求められる規定について、以下の見直しを行う。
  - 統計作成等を行う第三者への個人情報等の提供及び当該統計作成等に伴う要配慮個人情報の取得について、当該統計作成等の内容等の公表等を義務付けた上で、本人の同意を不要とする。
  - 契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合等について、個人情報の目的外利用及び第三者提供並びに要配慮個人情報の取得における本人の同意を不要とする。
  - 法第16条第8項に規定する「学術研究機関等」の定義について、医療の提供を目的とする機関又は団体（例えば、病院、診療所等）が含まれることを明示する。
  - 目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制及び第三者提供規制に係る、人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、「本人の同意を得ることが困難であるとき」との要件を、「本人の同意を得ることが困難であるときその他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」との要件に改める。

#### <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 昨今のデジタル化の急速な進展・高度化や、生成 AI 等の新たな技術の普及等により、大量の個人情報を取り扱うビジネス・サービス等が生まれている。また、健康・医療等の公益性の高い分野を中心に、機微性の高い情報を含む個人情報等の利活用に係るニーズが高まっている。このほか、契約の履行に伴う個人情報等の提供や、不正防止目的などでの個人情報の利活用についてもニーズが寄せられている。

#### <必要となる規制緩和・廃止の内容>

- こうした状況を踏まえ、法で本人同意が求められる規定の在り方について、個人の権利利益の保護とデータ利活用とのバランスを考慮し、その整備を行う。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設・拡充】

#### <その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

#### <その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

## 3 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【緩和・廃止】

- ・ 上記記載の緩和により、個人データの取扱いにおいて本人同意が不要となる範囲が広がり、個人情報取扱事業者において負担軽減につながるが見込まれる。なお、実際の効果については施行後、新たな規律の執行状況や個人情報保護委員会への関連する相談・苦情等の状況を踏まえ把握する。

#### 4 負担の把握

##### 【緩和・廃止】

##### <規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 上記1の緩和のうち、統計作成等に係る特例の新設においては、当該特例の適用にあたって一定の事項の公表等を義務付けるとともに、目的外利用等を禁止することとしている。したがって、当該特例の適用を受けようとする事業者においては、(当該特例の適用による負担軽減の効果が生じるとともに、) 限定的であるが一定程度費用発生が見込まれる。

##### <行政費用>

- ・ 本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用の発生は限定的であると見込まれる。

##### <その他の負担>

特段想定されない。

#### 5 利害関係者からの意見聴取

##### 【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

##### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 個人データを源泉とする社会価値創出への期待は大きく、個人の信頼を前提としたデータ連携の推進に向けた取組の重要性も認識。また、AIの進化には学習などに用いるデータ量の拡大と質の向上が不可欠であり、我が国のAI戦略の観点からも、データ流通促進に向けた制度整備の議論が加速する事を期待。等

##### <関連する会合の名称、開催日>

個人情報保護委員会での関連する会合は以下のとおり。

- 第310回(令和6年12月17日)にて「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要等を示した。

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241217\\_shiryoku-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241217_shiryoku-1-1.pdf)

- 第312回(令和7年1月22日)にて「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の進め方について(案)」を示した。

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122\\_shiryoku-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_shiryoku-1-1.pdf)

- 第316回(令和7年3月5日)にて「「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方(案)について」を示した。

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305\\_shiryoku-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryoku-1-1.pdf)

- 第320回(令和7年4月16日)にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要を示した。※令和8年1月まで随時更新

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3\\_ikennogaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3_ikennogaiyou.pdf)

- 第347回(令和8年1月9日)にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針(案)」を示した。

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109\\_shiryoku-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_shiryoku-1-1.pdf)

**<関連する会合の議事録の公表>**

- ・ 公表済（以下リンク参照）

リンク：[個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しについて](#) | [個人情報保護委員会](#)

**6 事後評価の実施時期**

**【新設・拡充、緩和・廃止】**

**<見直し条項がある法令案>**

- ・ 法律の附則において、法律の施行後3年ごとの見直し規定が置かれる予定であり、当該時期に事後評価を実施する。

**<上記以外の法令案>**

・